

社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会 運営要領（案）

令和2年11月27日

分科会決定

- 1 分科会は、原則として公開とする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、分科会の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 2 分科会における配布資料は、原則として分科会終了後に速やかに公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、配布資料の全部又は一部を非公表とすることができる。
- 3 分科会終了後、速やかに議事録を作成し、原則としてこれを公表するものとする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。
- 4 座長は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。
- 5 この要領に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、座長が分科会に諮って定める。